

○豊山町子ども・子育て会議条例

平成14年3月29日

条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉ボランティア団体の代表者
- (4) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

- 2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、生活福祉部子ども応援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月16日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和45年豊山町条例第5号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和4年3月28日条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。